

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時開議

○富岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

昼が終わりまして、トップバッターとなります。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは、児童虐待防止法、そして児童福祉法改正案についての質問ということですけれども、もう言うまでもなく、児童虐待は、子供たちのうち、そして命を脅かすものでありまして、しっかりとなくなるように私たちも議論をし、そして、子供だけでなくその親御さんも支援をしていく必要があると思います。

そんな中で、きょうは、野党の方からも提出法案がされております。今修正協議がされているということでありますけれども、まずは、この議員提出法案の方から御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、虐待を受けた子供への対応ですけれども、どのようにこれから虐待を受けた子供たちを支えていくのか。特に親子分離となった際の受皿は、今、施設から家庭での養育へとシフトをしていくところ、方向性が示されておりまして。児童虐待を受けた児童の保護のためには、受皿として里親の果たす役割、非常にこれは大きいと思います。里親の拡充について、野党案ではどのような考え方になっているのか、お聞かせください。

○初鹿議員 御質問ありがとうございます。

尾辻かな子議員からの、里親の拡充についての御質問にお答えさせていただきます。

家庭における養育は子供の健全な育成にとつて極めて重要なものであり、児童虐待を受けた児童を始めとして、何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童に対して、家庭環境のもとで養育を提供する里親制度は極めて有意義なものです。

もともと、現状においては、里親の数が十分に確保されておらず、さまざまな課題を抱えた児童に対応できる里親の数も少ないことから、里親を開拓するとともに、里親への支援を強化することが必要であると考えます。

そのため、本法案では、改正後の児童福祉法第十三条第二項において、各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を一名配置するという基準を法定化するとともに、附則第九条第二項第三号において、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関して、里親への委託を促進するための措置について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとしています。

また、本法案では、中核市及び特別区に児童相談所の設置を義務づけしておりますが、住民に身近な自治体である中核市及び特別区に児童相談所が設置されることで、里親の開拓や、里親へのきめ細やかな支援が図られ、里親の拡充につながるものと考えます。

○尾辻委員 先日の参考人でもありましたけれども、明石市で今児童相談所ということをやっておられますけれども、そこでもやはり、身近なところで相談をする、対応することで、里親も非常にふえているという話がありました。これはそこと本当にリンクしているなというふうに思います。

それでは次ですけれども、切れ目のない支援をどうするかというところで、児童虐待を受けた児童について、施設入所等の措置が解除された後、ここもやはり引き続き支援をしていく必要があると思います。

その中で、この切れ目のない支援を野党案ではどのようにしていくのかということについて、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○池田（真）議員 御質問ありがとうございます。御指摘のように、施設入所等の措置を解除された後も引き続き十分な支援が必要な場合が多いと認識しておりますが、現行法においては限られた場合における支援にとどまっております。

そこで、本法案の附則第九条第二項第四号において、施設入所等の措置を解除された者に対する自立の支援を充実するための措置について速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとしてい

ます。

**○尾辻委員** これも非常に大事なことだと思いません。

そして、今回の議員提出法案の中で、一つ特徴的な、DV防止法の改正案も一緒に提出をされておりますので、そのことについてお聞きをさせていただきたいと思えます。

児童虐待防止法では、御承知のとおり、虐待を発見した医師は通報義務がございます。しかし、DV防止法においては、「その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができず。」とできるということになっておまして、さらに、「この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。」というような条文とされております。

今回、この規定を削って、通報を義務化するということになっておりますけれども、義務化したのはなぜかということについてお答えいただきたいと思えます。

**○阿部議員** 御質問ありがとうございます。

確かに、御指摘のように、現行のDV防止法第六條第二項後段では、医師等が通報する場合には、DV被害者本人の意思を尊重するよう努める旨が規定されています。これは、通報を嫌うDV被害者が医師等にかかるのをためらうおそれがあるのではないかと考えられたためであるともされております。

しかし、一方、DVの被害やDVと相互の関連性が指摘される児童虐待の被害については、死亡事案など痛ましい事案がなくならないのも事実で

す。そして、医師等の治療を受けねばならないほどの負傷や疾病がある場合には、通常、DV被害者の生命又は身体に対する重大な危険が迫っていると考えられます。

このため、DV及びその裏に隠れた児童虐待を防止して、何よりも大切な人の命を守るためには、医師による通報を優先させる必要があると考えたところです。

そこで、現行の規定を削り、医師等による通報を義務化することといたしました。

**○尾辻委員** 今までは、DVがあつて病院に行つても、結局、それが通告されない、通報されないために、そのまま放置されるというような状況があるかと思えます。

このように、今、議員提出の法案の方で、しっかりと通告、通報をすることになると、DV被害者にとってはよりいろいろな支援につながると思えますので、この変更、私は、非常に大事で、重要な点だと思えます。この方向でしっかりとDV法を改正していただきたいというふうに思えます。

それでは、次は、閣法に対しての質問をしてまいります。

まずは、虐待の死亡件数のことについてお伺いをしてまいりたいと思えます。

添付の資料でもつけさせていただきましたけれども、警察庁と厚労省で、虐待する死亡数というのが、カウントが違ふということがあります。ちよつとこのことについてお聞きしていきたいと思えます。

まず、警察庁の方にお伺いしたいと思います。警察が把握している虐待による死亡児童数というのはどのようなになっているのか、お聞かせください。

**○小田部政府参考人** お答えいたします。

警察におきましては、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待に該当する事件として検挙した者のうち、殺人、傷害致死その他の被害児童を死亡させた罪により検挙した事件に係る被害児童数を死亡児童数として計上をしていくところであり、平成三十年中の死亡児童数は三十六人となっております。

**○尾辻委員** 添付でいきますと、皆様のお手元の二枚目の資料が警察庁が出している死亡児童数、この一番下のところの表ですけれども、死亡児童数の内訳というふうになります。

警察庁の考え方だと、検挙したというところを出てきますので、死亡児童数の内訳というところを、実は、経年変化で見ると、平成十五年、二〇一三年のときは百三人というところから始まって、十五年、ずっとこうやっていきますと、先ほど言っていたいただいたように、二〇一八年、平成三十年には、実は死亡児童数が三十六人ということになっているわけです。

これだけ見ると、非常に減少しているというふうには私なんかは捉えるわけですが、警察庁としても、これはやはり減少しているというふうには捉えておられるのでしょうか。

**○小田部政府参考人** お答えいたします。警察におきましては、一一〇番通報や児童相談

所からの通報等により児童虐待事案を認知した場合には、関係機関と連携して児童の安全確保を図るとともに、事案の緊急性、危険性、結果の重大性等を踏まえて、事件化すべき事案について厳正な捜査を行っているところであります。

警察庁の統計におきます数字の推移でございませぬけれども、その要因につきましては必ずしも明らかではございませんが、いずれにいたしましても、警察といたしましては、児童虐待事案を認知した場合には、関係機関と連携して児童の安全確保を図るとともに、事件化すべき事案について厳正な捜査を推進してまいりたいと考えております。

**○尾辻委員** 警察庁はそういう感じなんです、じゃ、厚労省はどうかという、一枚目の方になります、死亡事例ということでここは出ておりますけれども、なかなか警察庁とは数が違うんですね。

この厚労省の児童虐待の死亡数、ちよつとどういふふうになっているのか、そして、なぜこのように数が違うのかということをお聞かせください。

**○濱谷政府参考人** お答えいたします。配付資料で配付していただいておりますけれども、厚労省で把握しておりますのは、児童虐待の死亡事例としては、厚生労働省の社会保障審議会の専門委員会が把握している数として公表しております。

ております。

警察庁の発表と違う要因でございませぬけれども、一つは、そういう意味では形式になるわけですが、厚労省が公表している死亡事例の人数はまず年度単位だということで、警察庁は年単位。

それから、厚労省の数字は各自治体において児童虐待による死亡事例として把握している人数ということで、警察庁は、先ほど説明がございましたけれども、児童虐待事件として警察が立件したもののうち、殺人、傷害致死その他の被害児童を死亡させた罪により検挙した事件に係る被害児童数ということでありまして、そういう意味では、年度か年かということ、それから、自治体か警察として検挙したものに係るものかどうかという違いだといふふうにご覧いただけます。

**○尾辻委員** どちらの数を見るかというので現状認識が大分違うと思うんです。ちよつと調べると、内閣府の子供・若者白書では警察庁の数字を使っているんですね。どちらでもいいんですがお聞きしたいんですが、政府として児童虐待の死亡数は何人ですかといった場合はどちらを答えられるんでしょう、政府としていふことになった場合、お互いに自分たちの数字をおっしゃることになるんでしょうか。

**○濱谷政府参考人** お答えいたします。そういう意味では、どういう場面を使うかということでありまして、事件とかそういうものにかかわらず虐待による死亡事例ということであれば厚労省の数字かと思えますし、事件関係ということで数字を使う場合には警察庁の数字かと思いま

す。

**○尾辻委員** 非常にわかりにくいなと思うんです。例えば、不思議なのは、心中による虐待死でもかなり数字が違うんですね。例えば、平成二十七年、二〇一五年とかを見ると、厚生労働省だと三十二人になるわけですね。警察庁だと、平成二十七年だと二十人ということで、数が結構違うんです。年度と年の違いとおっしゃっていますけれども、年度と年の違いで十二人も違うのか。結局、比較できないんです、こういう形で。

もしよかったら、心中による虐待死も、なぜこんなに違うのかということもお答えいただければと思います、いかがでしょうか。

**○濱谷政府参考人** お答えいたします。議員御指摘のような観点から、厳密な形で、数字を比較したことが精緻にはございませんので、正確なことは申し上げられないわけですが、厚労省の数字は各自治体で把握している数、警察庁は事件にかかわる数ということで、そういう意味での違いが基本ではないかなというふうに思います。

**○尾辻委員** いや、でも、ちよつとかなり数が。結局、現状がどつちかによって、受けとめ方が全然違うことが私は問題だと思っているんですね。つまり、警察庁の虐待死であれば、十五年間になんか減少していついていて、減少傾向が見えるなどいふふうにご覧いただけます。ところが、厚労省さんを見ると、ここ最近、ちよつと横ばいかなという感じなんです。もう少しやはり整理が必要じゃ



求められていることに対応するために手当などによる処遇改善を図る旨、これを本年三月に関係閣僚会議で決定しております。

具体的には、今後、地方の意見も踏まえながら、予算編成過程において検討していきたいと考えています。

**○尾辻委員** 私は、非常にハードな職場で、メンタルをやはりやられて、メンタルヘルスを悪くされる人も多いんじゃないかということで聞いています。ですので、この休職率などは把握されていますでしょうか。

**○濱谷政府参考人** お答えいたします。

メンタルヘルスなど精神的な負担による休職率につきましては、把握をしております。

**○尾辻委員** 今ほとんど人材をふやしていくわけですが、現場の大変さというのは、人数がふえたからといって、新人の方がふえるわけです。で、余計しんどくなる可能性も、もちろん、やはり一時的にはあるわけで、そうなりますと、メンタルヘルスとか、どういうふうにして休職されるのか、休職率が多い職場なのかどうか、これをやはり把握する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○濱谷政府参考人** お答えいたします。

今後、処遇改善とかいろいろなことを検討していくわけですが、そういう検討をする中で、どのような形で実態を把握できるかどうかについて検討してまいりたいと思います。

**○尾辻委員** 多分、聞けばわかると思うんですね。今休職されている方がいるかどうか、そしてその

理由について聞けばわかると思うので、ぜひ把握していただきたいと思えます。ちよつと一言、お願いしたいと思います。

**○濱谷政府参考人** 関係自治体の御協力も必要ですので、関係自治体と相談しながら検討してまいります。

**○尾辻委員** よろしくお願いします。

人材育成のところ、中長期的な視点というのはちよつと飛ばして、要望だけしておきます。

参考人の方からも、東京都はついに定員数が埋まらないという現状があるということをおっしゃっていましたし、萬屋参考人からは、四月に来た新人が見習期間もなくすぐ現場の相談に入る、もうちよつとやはり最初は見習期間が必要だ、一人前になるにも時間がかかるということがありました。

ぜひ、中長期的な視点に立った人材育成、これは要望をしておきたいと思えます。

次に、専門資格化のことについてお聞きしたいと思えます。

今、一年以内に結論を出すということになっておりまして、もちろん、児童福祉司さんそして児童虐待の現場にいらっしゃる方々、専門スキルを身につけること、これは非常に大事なことで、うことは私も思っております。

一方、現場からは、これについては懸念の声も上がっております。

例えば、今、福祉職でのジョブローテーションをしている、高齢者のところに行ったり、生活保護に行ったり、病院、障害などのジョブローテ

ションの中で、児童福祉の現場にも来て、それでソーシャルワーカーとしてのスキルを身につけていくというようなことをやっているのが、このジョブローテーションができなくなってしまうんじゃないかという点。そして、五つの専門職団体からは、この専門資格化については懸念の声が上がっているということもあります。

これは一年と非常に短いんですけども、こういった現場の声、そして専門職団体からの声、しっかりと踏まえていただきたいと思いますが、これも大事なことで大臣にお聞きしたいと思います。

**○根本国務大臣** 児童福祉司の専門性向上を図ることは重要だと思えます。

本法案の附則においては、その施行後一年をめぐり、児童福祉司等の資格のあり方を含めた資質の向上を図るための方策について検討することとしていきます。

これは、昨年行われた、社会保障審議会のもとに設置したワーキンググループにおいて、子供の福祉に関する業務を担う人材の専門性向上のため、大きく二通りの意見がありました。子供の福祉に関する国家資格を創設すべきとの御意見があった一方で、社会福祉士等を活用し、養成カリキュラムの充実で対応すべきなど、さまざまな御意見がありました。しかしながら、人材の専門性の向上及び具体的な方策について検討すべきという点については意見が一致したところであります。

今後、国家資格化も含めて、一定の年限を区切って引き続き検討すべきとの取りまとめをいただい

ているところであります。

検討を進めるに当たっては、関係者の御意見あるいは現場の実情も十分伺いした上で、国家資格のあり方を含め、人材の資質向上を図るための方策について検討していきたいと考えています。

○尾辻委員 しっかりと現場の声とか職能団体の声も聞いていただきたいというふうに思っています。専門化するというのにはある意味いいことではあ

りませぬけれども、そうすると、今度は障害専門の人をつくらうとか、高齢者専門をつくらう、この病気のこの専門の人をつくらうという、何か無限に細分化するような、そういう議論にもなりかねませぬので、ここについては慎重に検討いただきたいというふうに思います。

次に、自治体の定数のことについてちょっと伺いたいと思うんですけども、今ちょっと聞いてくる話は、子供の虐待のことを手厚くしていこうということは非常にいいことである、ただ自治体の現場から見ると、そこに人を集めるためにほかのところから人を異動してもらわなきゃいけないというところが、定数の多分縛りがやはり自治体ごとにあつて、なかなか児童相談だけに人をつけようというのが非常に難しいんだというふうな声も聞こえます。

ですので、まず総務省にお聞きしたいんですけども、この職員の定数というのは自治体においてどうなっているのか、お聞かせください。

○大村政府参考人 お答えいたします。地方公共団体の職員数についてでございますが、全体としては、平成六年をピークに減少をしてき

ておりますけれども、平成二十九年には増加に転じておりまして、また三十年については減少といったような状況でございます。

こうした中で、一般の行政部門につきましては、平成二十七年以降、四年連続で増加をしております。これは、子ども・子育て支援体制の充実ですとか防災体制の充実などに人員を要しているということからでございます。

特に、全体がピークだった平成六年に比べましても、児童相談所等の人員は約一・九倍増加をしております。福祉事務所は約一・六倍増加しているところでございます。各地方公共団体において、それぞれの住民ニーズに応じて必要な定員の配置を行っていることによるものと認識をいたしております。

また、総務省としても、定員管理に当たりましては、行政の合理化、能率化を図るとともに、現在、地域の実情を踏まえた適正な定員管理の推進に取り組む旨を毎年度通知しているところでございます。

今後とも、一般の児童虐待の新プランなどを踏まえて、地方公共団体において、行政需要に応じた適正な人員配置が行われていくものと考えております。

○尾辻委員 ちょっとこれは確認ですけども、結局、児童福祉司さんがふえたり児童心理司さんがふえることによつて、やはり定数の中でやりくりしている自治体が多いということでしょうか。それとも、今の段階でいうと、それでやはりふえているんだということでしょうか。ちょっとここ

は確認です。

○大村政府参考人 お答えいたします。

これは各団体によると思いますけれども、基本的に、各団体は条例で定数を定めておりますけれども、その範囲内で運用していると思います。

やはり、全体としては張りをつけた形での定員管理ということをやつていらつしやると思いますけれども、先ほど、全体として平成二十九年には増加に転じているということで、そういう意味では、行政需要の増に応じて全体がふえていくということもあるということで、この辺は各団体によると思います。

○尾辻委員 私自身は、児童虐待で人員をどんどん、今回でいうと児童福祉司を二千人とか心理司を七百九十人とかふやしていくなら、定数をしっかりふやさないと、ほかのところ自治体の中でしわ寄せが行くというような状況がやはり生まれているんだと思うんですね。

厚生労働省、この件についてはどのように捉えているでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

厚生省といたしましては、近年増加する児童虐待への対応をより適切に行うために、昨年十二月に新プランを決定したわけでございます。

御指摘ございましたけれども、児童福祉司、三千人から五千人、児童心理司も八百人程度増員、それから、市町村の拠点の全市町村整備等々について決定をいたしました。また、これに基づきまして、児童相談所及び市町村の体制強化を図るために、地方交付税措置も講じているところでござ

います。

こういったことを踏まえまして、各自治体において必要な人材を図って体制強化をすることが必要と考えております。

**○尾辻委員** 地方交付税措置はされていて、それはいいことだとは思いますが、この定数の部分もやはり見ていかないと、なかなか現場の実態は難しいんじゃないかなというふうに思います。

次に、児童相談所や市町村の児童相談、ここで、今、常勤、非常勤、これはどういう割合になっているのかということについてお聞かせいただきたいと思えます。

**○濱谷政府参考人** お答えいたします。

まず、児童相談所でございますけれども、児童相談所でケースワーク業務に当たっています児童福祉司の配置数につきましては、九九・一％が常勤、〇・九％が非常勤でございます。

市町村でございますけれども、市町村における虐待対応窓口職員につきましては、七三・九％が常勤、二六・一％が非常勤でございます。

**○尾辻委員** 市町村の児童相談において、やはり非常勤の方が非常に多いということを私も聞いておりまして、例えば、東海地方の四十万人規模の市では、家庭児童相談室の組織体制、正規職員が四名、非常勤が十二名の十六名体制だということなんです。市町村が一義的に責任を担うことになった児童相談への対応は、おおむねここでは非常勤職員が当たっている。児童虐待に対する相談面接、アセスメントは非常勤職員の仕事になって

いて、仕事の負担と責任が賃金を上回っていると感じて、人材確保も難しくなっているということがあるんですね。

今聞いたところだと、常勤が七三・九、非常勤が二六・一、でも、この自治体だということばらつきがあるんですけども、市町村のそれぞれでやはりいろいろ差があるんでしょうか。全体で丸めたら七対三ぐらいになるんでしょうけれども。

この辺はどうなっているのかお聞きしたいところですけども、質疑時間が終了したと来たので、続きはまた金曜日に質問をさせていただきますというふうに思います。里親のこととか児童養護施設のことについては、この続きということで、次にさせていただきますと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。